

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人の各事業所において、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日 ～ 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 目 標

① 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を 50%以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

2025 年 4 月 ～ 両立支援に関する制度・規程（関係法令含む）の確認及び検討を開始する。

2026 年 3 月 ～ 女性職員に対する研修ニーズ把握のためヒアリング等を順次実施していく。

2027 年 1 月 ～ ヒアリング等の結果を踏まえ、研修プログラムを策定する。

2028 年 4 月 ～ 上記、研修を実施していく。

2029 年 4 月 ～ 各事業所の管理職候補者へのフォローと現管理職者に対する研修を実施していく。

② 職員一人当たりの有給休暇取得率 65%を目指す。

＜実施時期・取組内容＞

2025 年 4 月 ～ 職員の毎月の有給取得率をデータ化し、各地区の管理者に情報提供する。

2027 年 4 月 ～ 地区ごとに有給休暇取得率向上計画を策定していく。

2028 年 12 月 ～ 有給休暇取得率向上計画に基づき、各地区での取り組みの結果を振り返る会議を実施し、目標達成に向けた計画の見直しを行っていく。

以上